

柏市第二清掃工場第二期運営管理委託事業
募集要項（第2部）に関する質問回答

◆ 基本協定書(案)関連

No	質問事項	頁	基本協定書(案)中の対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	事業契約の締結時期について	2	5		令和8年10月を目途に事業契約を締結するとの記載がございますが、入札説明書のスケジュールでは11月下旬に契約締結との記載があるため、11月を目途に事業契約を締結するものと理解してよろしいでしょうか。	令和8年10月の基本協定締結，令和8年11月の事業契約締結を予定しています。
2	準備行為について	2	6		準備行為の過程において不可抗力により、準備行為の費用が増加することになった場合や落札者に損害が生じた場合の費用、補償はどのようなになるでしょうか。	準備行為は市との契約関係に基づかず落札者が実施するものであり，その費用及び責任は落札者が負担することを基本協定書（案）第6条に規定していることから、増加費用や落札者に生じた損害は落札者が負担します。
3	秘密保持について	5	11	3	不特定多数の方への開示が想定されておりますが（特に(5)）、開示される内容によっては、SPC又は構成企業の競争力に影響を与えるため、事前の通知の際に併せて内容等について協議させていただくことは可能でしょうか。	本事業に係る業務を新たに第三者へ委託する場合，当該第三者は秘密情報を把握した上で業務にあたる必要があるため，業務に必要な範囲の秘密情報については，事前の通知を行うことで開示可能とします。 ただし，本市が必要と判断した場合には，受託者と協議を行います。

※必要に応じて記入欄を追加すること。

◆ 事業契約書(案)関連

No	質問事項	頁	事業契約書(案)中の対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	再委託の禁止について	6	5	2	第三者に再委託する場合は委託者の書面による承諾を得る必要があるとのことですが、入札参加資格申請において役割分担を示している構成企業及び協力会社に対する再委託については、改めて書面による委託者の承諾を得る必要はないと理解してよろしいでしょうか。	委託者の所定様式での届出のみを求め、委託者による承諾までは不要とします。
2	必要な人員の確保方法について	6	8	1	「必要な人員について、雇用又は受託者の株主から出向の形で指揮監督下に置くものとする」との記載がございますが、要求水準書7（5）では「雇用又は受託者からの出向にて確保」との記載がございます。要求水準書の記載に合わせ、受託者である企業グループからの出向の形で指揮監督下に置くことは認められると理解してよろしいでしょうか。また、募集要項（第1部）に関する質問回答 要求水準書関連No. 13にてご回答いただいているとおり、有資格者を確保する方法については、必要に応じてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	本件施設に適用される管理規則等について	6	8	3	本件施設に適用される管理規則等の内容についてご教示願います。	事業契約書（案）に定義する「契約書等」に定める事項等を想定しています。
4	本件施設と募集要項の不一致について	7	9	1	「業務準備期間」とあるのは「運営準備期間」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	新技術等への対応について	7	10	3	新技術等の導入により委託費の増額が合理的と考えられる場合において、当該技術の導入が不可避（法律の要求等により）となった場合、委託費の増額について協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第10条第3項は、業務効率化に資する新技術の提案を受託者が行う場合を想定したものであるため、新技術の採用が不可避となったことで受託者の提案によらず新技術を導入する場合には、本条文の適用対象外となります。ただし、法令等の変更により新技術の導入が必要となる場合は、事業契約書（案）第45条第1項の規定に基づき、委託費の増額について協議を行います。
6	新技術等への対応について	7	10	4	上でも言及しております法律等の要求により、当該技術の導入が不可避といった場合も、導入費用は受託者負担と理解してよろしいでしょうか。	No. 5のとおりです。
7	補修後の試運転及び引渡し性能試験について	14	21	6	軽微な補修等まですべてで試運転及び引渡し性能試験を行うことは困難なため、詳細については、別途協議とさせていただけないでしょうか。	詳細については協議によることとします。ただし、補修等の内容によらず、補修等の実施内容の報告と、要求水準書別紙3に定める補修等履歴の提出は必須とします。
8	臨機の措置について	16	25	4	「受託者が善良な管理者としての注意義務を果たすことにより予測できる理由により臨機の措置を講じたもの」とは「受託者が善良な管理者としての注意義務を尽くしていれば予見し、又は回避することができた事由により臨機の措置を講じたもの」をいう趣旨と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

◆ 事業契約書(案)関連

No	質問事項	頁	事業契約書(案)中の対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
9	性能未達時の対応について	18	26	8	受託者の責めに帰すべき事由以外の事由に基づいて性能未達となった場合の本項に基づく減額は第6項と同様（受託者が合理的に証明した場合は支払いを求めることができる）に処理されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、疑義を避けるために付言すると、「合理的に証明した場合」とは、受託者の責めに帰すべき事由以外に起因する性能未達であることを、受託者が合理的な根拠に基づいて委託者に説明し、委託者が承認することをいいます。
10	損害賠償について	21	37	1、2	委託者及び受託者の双方の責めに帰することのできない事由により損害が生じた場合、その負担はどのようになるのでしょうか。	事業契約書（案）第43条第3項の規定にしたがいます。
11	損害賠償について	21	37	3	ただし書きについて、仮に不具合が「本件施設の契約不適合等によるものであることを受領者が証明」できない場合、当該不適合から生じる損害（増加費用等）の負担はどのようにして決定されるのでしょうか。	事業契約書（案）第37条第1項に基づき受託者が負担することとなります。
12	履行保証保険の締結時期について	22 23	39	1 3	第1項第4号に基づき履行保証保険契約を締結する場合、各年度の事業開始日までに締結すればよろしいでしょうか。その場合、本契約時に履行保証保険契約は締結しておりませんが、契約保証金の納付は免除されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、事業開始初年度においては事業契約締結と同時に履行保証保険契約の締結を求めます。
13	保険について	23	40	1	「受託者は、運営期間中、自ら又は本件業務に携わる受託者の再委託先事業者（中略）をして、第三者損害賠償責任保険、労働災害保険、火災保険等の必要な保険に加入し、又は加入させなければならない。」とございますが、上記の保険名は例示であり、加入する保険は民間事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	第三者損害賠償責任保険，労働災害保険，火災保険の3つに相当する保険への加入は必須としますが，具体的な保険の名称や内容は提案に委ねます。 なお，上記3つ以外の保険については，加入の要否も含め提案に委ねます。
14	委託者による契約解除について	27	49	ア	第16条（本件処理対象物の処理）第5項とありますが、16条5項がないため、正しい条項をご教示いただけますでしょうか。	第26条第4項が該当します。
15	引継ぎ業務の費用負担について	28 29	53	1	委託者若しくは受託者の解除により終了した場合の引継ぎ業務にかかる費用は、解除の帰責者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	運営準備期間中の監査報告書について	30	57	1	各事業年度の最終日より3か月以内に監査報告書の提出が必要との記載がございますが、運営準備期間中は事業年度ではないため、2026年度分の監査報告書は提出する必要がないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

◆ 事業契約書(案) 関連

No	質問事項	頁	事業契約書(案)中の対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
17	秘密保持について	31	60	3	不特定多数の方への開示が想定されておりますが（特に(5)）、開示される内容によっては、SPC又は構成企業の競争力に影響を与えるため、事前の通知の際に併せて内容等について協議をさせていただくことは可能でしょうか。	本事業に係る業務を新たに第三者へ委託する場合、当該第三者は秘密情報を把握した上で業務にあたる必要があるため、業務に必要な範囲の秘密情報については、事前の通知を行うことで開示可能とします。 ただし、本市が必要と判断した場合には、受託者と協議を行います。
18	ダイオキシン水質排出基準について	37	別紙1	2	水質排出基準値が10 p g / 1 以下とありますが、10 p g -T E Q / 1 との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	排水基準について	38	別紙1	3	1. 1－ジクロロエチレンの基準値が0. 1m g / 1 以下とありますが、千葉県流域下水道の基準値である1m g / 1 との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	計測対象について	46	別紙5	-	区分に記載の溶融スラグとありますが、主灰の誤記と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	月次報告提出期日について	48	別紙6	2 (1)	月次の報告書を翌月2日までに通知となっておりますが、作成期間が短いため協議させていただくことは可能でしょうか。	協議によることとします。

※必要に応じて記入欄を追加すること。

◆ 様式集関連

No	質問事項	様式名	様式番号		質問内容	回答
			号			
1	(6)維持管理概要説明書の内容について	提出資料一覧	9		提出資料一覧に「(6)維持管理概要説明書の内容について」との記載がございますが、(別紙2)技術提案書の審査の視点では、資料名は「(6)運営管理概要説明書」、審査内容は「運転, 維持管理, 補修等のそれぞれにおける考え方が提示されていること。」と記載されており、記載内容が異なっておりますが、(別紙2)技術提案書の審査の視点の記載を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※必要に応じて記入欄を追加すること。